

記入例

正副2部（控えが必要な場合は3部提出し、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。）

様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

（第1面）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

（あて先）
川口市長 奥ノ木

前年度

- 保管中のPCB含有（疑い）機器がある場合及び処分した場合
→第1面及び第2面で該当する箇所に記入
- 使用中のPCB含有（疑い）機器がある場合
→第3面及び第4面で該当する箇所に記入
- ※処分した場合は、マニフェストA及びD若しくはE票の写しを添付

提出日を和暦で記入

令和〇〇年●月▲▲日

住所
氏名

川口市〇〇1-2-3
〇〇工業株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇

押印は不要です

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 〇〇〇-×××-□□□□

担当者名（正本のみ）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和〇年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	〇〇工業株式会社 △△事業所		
保管事業場の所在地	川口市△△4-5-6		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	〇〇部▽▽課 □□ □□	電話番号	〇〇〇-×××-□□□□
保管の場所	保管場所と事業所所在地が異なる場合に記入		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

②欄に記入したPCB廃棄物を保管している場合は①欄にも記入する

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処分業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
××-001	変圧器 (トランス)	250KVA	東京芝浦電気(株)	SCTW-N	S46.5	DF式	R2.6	1台	210kg	高濃度	なし	囲い有、 掲示有	分別	にじみ跡あり	H30.12登録 (c000000000)	

↑ 以前の届出の番号

↑ 最終ページの注1

↑ 最終ページの注2

↑ 高濃度・低濃度・濃度不明のいずれかを記入

- ・JESCO登録済みの場合、登録番号を記入（s,k,t,b,c,tb,tcのいずれかから始まる9桁の数字）
- ・委託契約済みの場合、契約業者及び契約締結年月を記入。調整していない場合は、未定と記入。

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル

前年度の3月31日現在で、保管していた場合①に、他の事業場に移動した場合③に、処分した場合④にも記入

新たに保管することとなった場合は保管写真添付(保管の状況と銘板の2枚以上)。

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等						濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項	
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	容器の数 (1台あたり重量×台数)					
◎-001	蛍光灯用安定器	100W	東京芝浦電気(株)	FT-423E M-100HB	S46.1	シバノール	10台	32.0kg	高濃度	R◎.○○.▲	新規発見	

前年度元号数-整理番号を記入(例:1-001)

「新規発見」、「使用停止」、「他の事業場から移動」等を記入

PCB濃度分析を行った場合は、濃度を記入し、分析結果等の写しを添付

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなった

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管終了年月日	保管終了理由	移動先の保管の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)					
◎-001	蛍光灯用安定器	100W	東京芝浦電気(株)	FT-423E M-100HB	S46.1	シバノール	10台	32.0kg	高濃度	R◎.○○.▲	他の事業所に移動	○○工業株式会社 ××事業所 埼玉県××市1-2-3	

「他の事業場に移動」等を記入

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル

マニフェストのA票及びD票又はE票の写しを添付

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合		参考事項	
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)		処分年月日	処分後の廃棄物の種類及び処分先	処分委託年月日	処分受託者の名称		処分年月日
××-002	コンデンサー(3kg以上)	70KVA	日本コンデンサ工業(株)	TPB-36100R	S43.8	DF式	2台	120kg	高濃度			R◎.○○.▲	中間貯蔵・環境安全事業(株)	R◎.○○.▲▲▲	

マニフェストに記載されている運搬終了年月日を記入(B2、C2、D、Eに記載あり)

マニフェストに記載されている処分終了年月日を記入(C2、D、Eに記載あり)

使用中の PCB 含有（疑いを含む）機器がある場合は第3、4面の①～③で該当する箇所に記入してください。

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	〇〇工業株式会社 △△事業所				
所在事業場の所在地	川口市△△4-5-6				
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	〇〇部▽▽課 □□ □□			電話番号	〇〇〇-×××-□□□□
所在の場所	保管場所と事業所所在地が異なる場合に記入				

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は個数	総重量 (1台あたり重量×台数)		
×-002	蛍光灯用安定器	40 W	星和電気(株)	41R-8-35	S47.2	不明	R5.3	JESCO登録済み (b000000000)	5台	20kg	高濃度	
××-001	コンデンサー (3kg以上)	100KV _a	日本コンデンサー工業	TRE-650	S56	不明	R9.3	調整中	3台	90kg	濃度不明	

↑
使用を止めて廃棄物となる予定の年月日を記入

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始年月日	所有開始場所	所有開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)				
01-001	変圧器 (トランス)	100KVA	三菱電機	RA-T	S56	不明	1台	300kg	R◎.●.△△	キュービクル内	新規発見のため	

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
01-001	トランス	100KVA	三菱電機	RA-T	S42.3		1	300kg	R◎.●.▲▲	他の事業所に移動	〇〇工業株式会社 ××事業所 埼玉県××市1-2-3	

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号(平成28年度の保管状況を届け出る場合の例:28-001)を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。

6.	注1「廃棄物の種類」及び「製品の種類」欄 以下の中から該当する種類を選択して記入すること。	7.	1 変圧器(トランス) 2 柱上変圧器(柱状トランス) 3 計器用変成器 4 リアクトル 5 放電コイル 6 整流器 7 コンデンサー(3kg以上) 8 コンデンサー(3kg未満) 9 サージアブソーバー 10 蛍光灯用安定器 11 水銀灯用安定器 12 ナトリウム灯用安定器 13 安定器(用途不明)	8.	14 ネオン変圧器(ネオントランス) 15 その他電気機械器具 16 OFケーブル 17 変圧器油(トランス油) 18 柱上変圧器油(柱上トランス油) 19 コンデンサー油 20 熱媒体油 21 その他PCBを含む油 22 感圧複写紙 23 ウェス 24 汚泥 25 その他(具体的に記入)	9.	注2「表示記号等」欄 以下の中から該当する種類を選択して記入すること。 1 不燃(性)油 2 不燃性(合成)絶縁油 3 シバノール 4 富士シンクロール油 5 カネクロール油 6 塩化ビフェニル 7 AF式 8 DF式 9 AFP式 10 冷却方式LNAN 11 その他(具体的に記入)	10.	銘板に記載されたその名称を身又は他人に使用する電気機器についても、小型機器についてるものを記入するもの(ポリ塩化ビフェニル廃棄物)を届け出る場合	11.	表示記号 ビフェニル 容器の 量する その他 高濃 品以外 場合
----	--	----	---	----	--	----	---	-----	--	-----	---

- 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること(例:「ドラム缶」、「なし」)。
- 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
- 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
- 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。